

令和4年度第1回赤穂市総合教育会議議事録

1 日 時 令和4年7月27日（水） 午後3時30分～午後4時35分

2 場 所 赤穂市役所6階 大会議室

3 出席者

(1) 市長及び教育委員会

(市長) 牟礼正稔、(教育長) 尾上慶昌、(教育長職務代理) 木曾文人

(教育委員) 井本学明、池坂めぐみ、志水矛

(2) 事務局

(市長公室長) 尾崎順一、(教育次長(管理担当)) 高見博之、(教育次長(指導担当)) 入潮賢和、(教育委員会総務課長) 西岐厚志、(教育委員会総務係長) 澁谷文江、(企画政策課長) 玉木哲也、(企画係長) 庵原孝之、(企画係主査) 建部有宏

【説明員】(学校教育課長) 田中豊史、(青少年指導担当係長兼青少年育成センター所長) 福田大介、(こども育成課長) 近藤雅之、(こども育成係長) 岸本千明

*欠席 (幼児教育指導担当課長) 中丁知子

4 会議の概要

(1) 開会

(2) 市長挨拶

(3) 協議事項

(1)ヤングケアラーの状況について

(2)待機児童の状況について

(4) その他

(5) 閉会

事務局 ただ今から令和4年度第1回赤穂市総合教育会議を開催いたします。
開会にあたりまして、牟礼市長からご挨拶を申し上げます。

市長 委員の皆様におかれましては、大変お忙しいにも関わらず、ご出席賜りましてありがとうございます。

平素は赤穂市行政、とりわけ教育行政には多大なるご理解とご協力を賜っております。日頃の御尽力に対しまして、改めまして厚く御礼申し上げます。

現在、新型コロナウイルス感染症が再び急拡大しております。本日の兵庫県の感染者は1万人を超えたという報道発表もございますけれども、全国的にも同様の状況ではないかと思っております。市民の皆様方には、感染対策に努めていただいておりますが、今現在、赤穂市では4回目のワクチン接種に取り組んでいるところでございますので、こちらにつきましても引き続きのご協力を賜りたいと思っております。

この総合教育会議におきましては、教育を行うための諸条件の整備や、地域の実情に応じた教育や文化の振興を図るために重点的に講ずる施策等について、市と教育委員会が協議いたしまして、調整を行う場として法的に位置づけられているところでございます。

本日の会議につきましては、ご案内のとおりヤングケアラーの状況、また、日頃から問題になっております待機児童の状況につきましてご協議いただくことになっております。委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

本日は今年度第1回目の会議ということですので、事務局のご紹介をさせていただきます。

教育委員会の高見教育次長（管理担当）、入潮教育次長（指導担当）、西岐総務課長、澁谷総務係長です。

また本日、説明員として出席しております、田中学校教育課長、福田青少年指導担当係長兼青少年育成センター所長、近藤こども育成課長、岸本こども育成係長です。

なお、中丁幼児教育指導担当課長は欠席しております。

つぎに、市長公室の尾崎市長公室長、庵原企画係長、建部主査です。

最後に私、企画政策課の玉木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、協議事項に移らせていただきます。

会議につきましては、赤穂市総合教育会議設置要綱第4条第3項により市長が議長となりますことから、市長に進行をお願いしたいと思います。

市長

それでは、定めによりまして、私が議長を務めさせていただきます。円滑な議事運営につきまして、皆様のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて、協議事項に入る前に、本日の会議にあたりまして、傍聴希望の申し出がございません。

会議の公開につきましては、赤穂市総合教育会議設置要綱第6条の規定により原則公開とされておりますが、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは非公開とすることが出来ます。

本日の会議内容につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

協議事項(1)及び(2)につきましては、非公開に該当する案件ではないと思われま。傍聴希望者に、傍聴を許可してよろしいですか。

(異議なし)

異議なしということでございますので、この会議につきましては公開とし、傍聴

希望者の方にお入りいただきます。しばらくお待ちください。

(傍聴者入室)

それでは、協議事項に入らせていただきます。

まず、協議事項(1)ヤングケアラーの状況につきまして、事務局より説明をお願いします。

事務局

協議事項(1)ヤングケアラーの状況についてご説明させていただきます。

はじめに、ヤングケアラーの定義について簡単にお話しさせていただきます。資料の2枚目でございます。厚生労働省におきましては、ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもとされています。

兵庫県の取組は、本年2月に、兵庫県ケアラー・ヤングケアラー支援推進方策がまとめられ、A4横の資料は、その概要版となります。

内容は、県内のケアラー、ヤングケアラーの実態調査の結果と、今後の方策などがまとめられています。調査結果によると、ヤングケアラー本人がヤングケアラーであるという認識を持っている場合は14.3%となっており、調査対象者の1割程度しか認識を持っていない状況にあります。

次に、市内小中学校の児童生徒のヤングケアラーの認知度状況についてであります。各学校において、担任や養護教諭などが、児童生徒や保護者との対話や、生活の様子からヤングケアラーと思われる児童生徒を把握し、青少年育成センターや子育て支援課と連絡を取って、ケア児童や生徒の状況等の情報を共有しております。

現在、市内で把握されている人数等については、会議録が公開されることに加え、件数が少なく個人の特定に繋がるため、ここでは公表できませんが、そのうち小中学校各1件ずつ、事例を報告させていただきます。

1件目は、小学生についてでございます。学年、性別は特定につながる恐れがあるため、控えさせていただきます。

この児童には兄弟がおり、兄弟のお風呂、寝かしつけを毎日行っており、食事の世話をしているようです。また、兄弟の世話を夜遅くまでしているため、寝る時間が遅くなっております。本人は欠席することはありませんが、遅刻することが多いようです。

学校は担任や養護教諭との会話から家庭での様子を把握しており、スクールソーシャルワーカーや子育て支援課と情報共有し、連携を図って、家庭への支援を行っており、今後の生活について、実施可能な援助や就学援助のことなどについて、母親と話し合いを持とうとしております。

次に中学生についてです。

この生徒は兄弟の末っ子で、母は病気を患っており、母の世話に加えて、兄弟の子どもへの面倒をみております。

その結果、生徒はほとんど登校できない状況が続いており、学校はスクールソーシャルワーカー、子育て支援課と家庭の状況や親子関係等を情報共有した上で、家庭訪問等を行い、本人の登校に結び付けられるように、兄弟の世話の負担が減る方法について母親と話を進めております。

本市のヤングケアラーと呼ばれる児童生徒の傾向として、兄弟が多く、その世話をしている、また、両親、祖父母が病気でその世話をしているという状況が見られます。

該当する児童生徒については、全てが不登校傾向というわけではなく、登校して学校生活を送っている児童生徒がほとんどです。引き続き、児童生徒とのコミュニケーションを密に取り、親子関係等、各家庭の状況を把握し、児童生徒にとって必要な支援が行き届くよう、各関係機関と連携を取ってまいります。

最後に今後の取組についてです。

教員は、ヤングケアラー等の問題に関して一人ひとりに気を配って対応しておりますが、ヤングケアラーについては、今まで以上に、知る、気付くことに敏感になり、対応を充実させていきたいと考えています。そのため、ヤングケアラー研修会を8月25日に赤穂市文化会館で開催し、研修した内容を各自持ち帰り、全職員に周知してまいります。

また、学校は、スクールソーシャルワーカーや、子育て支援課、青少年育成センターと引き続き連携を図って、ヤングケアラーの早期発見、相談窓口の紹介、各家庭への具体的な支援の方法について、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 市長 ありがとうございます。事務局の説明は終わりました。
ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
- 委員 先ほどご説明いただいた小学校1例、中学校1例についてですが、関係機関と連携を取り、母親と話し合いをすることによって、現在は解決の方向に向かっているのでしょうか。それともあまり変わっていないのでしょうか。
- 事務局 これから就学援助について話を進めようとしているところですので、これからという段階です。
- 委員 このヤングケアラーの事例ですが、突然ヤングケアラーになったわけではないと思います。やはり、それなりの家庭環境であるとか、小さい時の生い立ち、家庭のあり方が原因となって、昔ヤングケアラーでなかった方もヤングケアラーになっていくのではないのでしょうか。
- お母さんが病気を患っているという小学生の事例をご紹介いただきましたが、この方もお母さんが病気になっていなければヤングケアラーにならなかったらと

いう状況にあると思うので、ヤングケアラーになっていく原因は、小中学生の時点で突然生じたのではなく、もっと小さい頃からの家庭環境に求められるのではないかと思います。

そのような場合、例えば保健師さんが赤ちゃん訪問をした際であるとか、自治会の方からの情報提供といった形の協力であるとか、広い意味の横のつながりで情報を集めることによって、いつから、どのような原因でヤングケアラーになっていくのかなど、状況を改善するためには必要なことがどんどん分かってくると思います。

そういった情報の把握は出来ているのでしょうか。

事務局 仰るとおり、家庭環境の把握がこれからの課題となっています。この家庭環境に関する状況を把握することについては、市の子育て支援課であるとか、社会福祉協議会であるとか、関係機関と連携を取るという事が重要になってくると思います。

委員 社会福祉協議会の方とも連携するということであれば、それこそこの場にいらっしゃる方だけで議論するのではなく、もっと幅広い方にも来ていただいて話をすることが必要ではないでしょうか。

私は民生委員をしていた時に家庭訪問もしていましたが、やはり様々な家庭があって、大変だと思う事もたくさんありました。しかし、どうしてもそこで終わってしまいます。家庭訪問をして問題を見つけても、横の繋がりががないために解決に向けた次のステップに続けていけないということがとても多かったので、その経験からしても、この場の議論だけで完結する問題ではないと考えています。

赤穂市としても様々な方の力を合わせていきながら、大きな繋がりの中で考えていく必要があると思います。

事務局 私どもについては、小学校に入学してから中学校を卒業するまでの間を主に担当させていただいております。そうは言っても、当然、幼稚園等でヤングケアラーになってしまう状況を把握しているのであれば、その状況がこちらに情報共有されます。それを受けて、今申しましたように、私たちがしっかりと子どもたちを見て、育てていくという形になっております。

では、幼稚園に入るまではどうなのかというようなところもございしますが、昨年度、兵庫県がヤングケアラー調査を実施しており、また、民生委員さん、その他、要保護児童対策の地域保健委員会などが立ち上げられておりますので、その部分で地域の方がしっかりとヤングケアラーをケアしようということで、対応されております。この対応が完全であるかという点、どうしてもなかなか目が行き届かない部分もあるのですが、対応はかなり充実してきています。

それを受けて、小学校へ入学し中学を卒業するまでをしっかりとこちらで対応していきたいと考えております。

また、先ほど課長から説明させていただきましたが、8月25日に教員や一般の方

にもご参加いただけるようなヤングケアラーに関する研修会を開催いたしますので、より広く周知される方向にはなろうかと思っています。私どもに出来るところというのは限られておりますが、いろいろな方向から、ヤングケアラーのケアということに努めてまいりたいと考えております。

市長 他にご意見はありませんか。

委員 先ほどの事務局の説明にありましたように、14%がヤングケアラーであるという認識を持っているということですが、認識を持っていない方が40%を超えているという結果になっています。しかし、昔は、家族等の面倒を見るということは、当たり前でした。当たり前と言ってしまうと語弊がありますが、あまりにヤングケアラーが悪のように言われているような感じがしています。

私は福祉施設にも携わっていますが、施設の職員は、若いころから親や兄弟、あるいはおじいちゃんやおばあちゃんの面倒をみるといったように、家庭の中での自分の役割をきちんと果たしてきており、そのような経験から今の職業を選んできたという方が多いと感じています。つまり、福祉関係の職に進んだ方、あるいは医療関係に進んだ方は、おそらく自分の育った家庭環境がものすごく影響したのではないかなと感じております。

そのため、若いころから家族のケアをするということは一概に悪いことではなく、本人がギブアップする前に誰かに相談できるような環境を整える、これが一番重要ではないかなと考えています。

先ほど、別の委員からもご指摘がありましたが、ヤングケアラーは、教育委員会と行政だけでは対応の難しい問題です。必ず福祉分野や医療分野などと話し合いをしながら具体的な対策をしていくことが必要となってきます。

例えば、学校であれば先生方が気づきというもので発見できるかもしれませんが、地域でいうと民生委員さんであったり、あるいはボランティアであったり、親が病気であれば必ず介護関係の団体が動いておりますので、福祉と教育が連携していく必要があります。昔から福祉と教育は縦割りでというのが当たり前だったのですけれども、今は横に繋がらなければいけないのではないかなと思います。

全てがこうすべきという話ではなく、それぞれのケースごとに条件が違うと思いますので、できるだけカバーできるような形で進めていただけたらと思います。

事務局 委員のご指摘のとおりです。

学校が気付くところで気付いて、その後どこへ繋ぐかというところが、これからの課題になってまいります。介護・福祉関係、子育て関係など、どこに繋いでいくのかという観点からもネットワークを広げていきたいと考えております。

子どもたちの様子、例えば学校を休みがちになっている、ストレスが溜まってき

ているなど、そのようなところから状況を発見していくというところが、これから大切になってくると思います。

委員 4月26日の神戸新聞に、神戸市が8月からヤングケアラーに関するサービスを開始するという記事が載っておりました。ただ、悪い言い方をすれば宣言だけのようになっているので、サービスを開始するとは言っておりますけれども、今の福祉サービスと大きくは変わらないという記事だったので、もう少し何とか出来ないかなという感じを受けました。この記事をご覧になった方もいらっしゃるかと思います。そのような事例も一つの参考にしてみてもいいのではないかと思います。

市長 他にご意見、ご質問はありますでしょうか。

委員 今、ご説明いただいたのは学校教育の観点からでしたが、このヤングケアラーという問題については、市全体でどのような取り組みをされているのでしょうか。

今年5月頃に、厚生労働省がヤングケアラー支援マニュアルを全国の自治体に通知したと聞いています。おそらく赤穂市にも通知されていると思います。そのマニュアルには相談窓口を明確化すると記載されていますが、赤穂市では、どこの部が担当して、窓口はどこになっているのでしょうか、もしそれが分かるのであれば、教えていただきたいと思います。

事務局 広報あこう7月号で周知されていたとは思いますが、自分がヤングケアラーかもしれないということに気付いた場合に相談してもらえよう、子ども家庭総合支援拠点の連絡先を明記しております。そこで対応するという形で周知されているのかと考えております。

市長 健康福祉部の子育て支援課が総合窓口になっており、広報あこう7月号でもその旨お知らせしているところです。

委員 ヤングケアラーについては、子育て支援課が中心となって、他の関係機関と連携を取りながら進めていくということで理解してよろしいでしょうか。

事務局 福祉部局の子育て支援課が中心となって対応しておりますけれども、今回の8月25日に行われるヤングケアラー研修会につきましては、職員向け研修会、また備前市や上郡町を含めた東備西播定住自立圏としての研修会に位置付けておまして、出来るだけ多くの職員に聞いてもらう必要があると考えています。まずは、ヤングケアラーについて理解を深めていく必要がございますので、そのような対応から始めていきます。当然、具体的な内容につきましては福祉部局が中心となっていきますけれども、他の部局の職員についても、ヤングケアラーへの理解というものを深め

ていきたいと考えております。

委員 授業や生活指導で日常的に子どもと接している学校は、子どもの状況を把握しやすいことから、支援を必要としているヤングケアラーの発見を期待されています。しかし、担任の先生がヤングケアラーの可能性のある家庭に介入していくというのは、現実的に難しい。そのため、先ほど事務局の方からご説明があったように、子育て支援課を中心としながらも、様々な関係機関と連絡を取り合って対応していくべきであり、学校で先生が抱え込むということにならないよう対応していただきたいと思います。

事務局 委員のご指摘にございましたように、学校としては、まずは発見・気付きということをしつかりとやっていきたいと思います。やはり、学校が家庭に介入して、例えばお風呂に入れるとか、お子さんを見てあげるというわけにはいきませんので、しっかりと福祉部局と連携しながら支援していく必要があると考えています。我々は学校生活の中で支援を必要とする方の状況に気づくことができるよう注視していきます。

市長 他にご質問、ご意見ございませんか。教育長の方から何かありませんか。

教育長 補足というわけではありませんが、今、様々な意見が出たとおり、一番心配なのはその連携の部分だと考えています。いかにも簡単に連携できるように言っていますが、本当に簡単に連携できるのでしょうか。そここのところを我々が認識した上で、しっかりと呼びかけていく必要があります。

このヤングケアラーの問題は本当に深刻で、私が校長や教頭をしていた時にも心を痛めるような事例に接したことがあり、福祉部局に呼びかけて解決できた事例もいくつかはありましたが、学校の出来る役割というのは限られているとも感じています。本当に問題を解決していくためには、学校だけではどこかで限界が来てしまいます。

教育委員さんもその点についてご心配されているわけで、それを踏まえた上で、我々も心して呼びかけて、啓発していかなければなりません。

加えて、社会の意識を変えていくところまでヤングケアラーの問題をきちんと認識する必要があると思っておりますが、要するに社会の意識としては、兄弟とかおじいちゃん、おばあちゃん、母親など、様々なケアラーの問題がありますけれども、若い世代の方がケアすることで何とかできるのであればそれでいいのではないかという意識が、これまでもそうでしたから、あると思います。しかし、これからは、家族をケアしている子どもたちは、実はケアされるべき子どもたちなんだというように、世の中の認識を変えていくことが重要です。

そういった意味で、本当に子どもたちの立場に立って、我々教育に関わるものと

して心を痛めながら、本当に全力でそういうことに対応していかなければならないと考えております。

市長

どうも、ありがとうございました。

私もこのヤングケアラーについて非常に強い関心を持っておりますが、現実的に考えれば、子どもたちと日常的に接している教員の方や地域の方でなければ、そのような問題に気付くことは難しいのではないかと考えております。

そういった意味で、8月25日に研修会を開催させていただきます。この研修会には一般の方々にもご参加いただき、地域でヤングケアラーの存在に気づいていただくといったことも必要ですので、より多くの方に研修会にご参加いただき、ヤングケアラーに対する理解を深めていただきたいと思います。

続きまして、次の議題に移らせていただきます。

(2)の待機児童の状況につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

事務局

それでは、令和4年度の保育所待機児童の状況についてご説明いたします。

まず、1番の待機児童の推移についてです。

令和4年4月1日現在の待機児童数は5人で、昨年より2人増加しています。また、特定の保育所への入所を希望しており、入所希望日が未到来であるなどの理由により、入所保留となっている方が29人となっております。合わせて34人が保育所の利用を希望しているものの、入所の決定が出来ておりません。

また7月1日現在では、待機児童が12人に増加し、3月には18人となる見込みです。入所申し込みは随時行っておりますので、今後も増える可能性がございます。

2番の年齢別待機児童数ですが、4月1日時点では、1歳児2人、2歳児3人の計5人となっております。7月1日現在では、0歳児が3人、1歳児3人、2歳児6人の12人となっております。これが、3月には0歳児8人、1歳児4人、2歳児6人の計18人となる見込みでございます。

3番の新規申込者数の数です。

令和4年度の新規申込者数は195人で、昨年より2人減少しています。

0歳児は5人の増、1歳児は10人の減、2歳児は1人の増、4歳児は2人の増となっております。待機児童の発生につきましては、その年度の年齢ごとの申込者数に影響されます。申込者数は、減少しておりますが、前年度の受け入れ人数が多かったこともあり、年齢別の受け入れ可能人数により、5人の待機児童が発生する状況となっております。

次に、4番の出生者数の推移についてです。令和3年度中に出生した子どもの数は212人で、前年度より、22人減少しております。平成27年度中には、323人出生したものが、6年間で合計111人減少することとなっております。確実に少子化が進行しているという状況でございます。

次に、5番の幼稚園3歳児保育の状況についてでございます。

平成 30 年度に、塩屋幼稚園 1 クラスで開始した、幼稚園 3 歳児保育も 5 年目を迎え、赤穂、塩屋、尾崎幼稚園の 3 園のクラスに拡充し、昨年度からは 3 歳児の預かり保育も実施しております。今年度の利用者数は、赤穂幼稚園が定員の 50 人、塩屋幼稚園が 39 人で、11 人の欠員が生じております。尾崎幼稚園が 45 人で、5 人の欠員という利用状況です。3 園合わせまして、定員 150 人のところ、134 人の利用があり、16 人の欠員が生じております。また、各園に 20 人、合計 60 人の預かり保育枠を設けておりますが、利用者数は 27 人となっており、受け入れ枠には余裕がございます。

次に、小学校区別の利用状況についてです。

縦軸に各園ごとの利用者数、横軸に小学校区ごとの利用者数を記載しております。赤穂幼稚園は赤穂・城西地区から、塩屋幼稚園は塩屋地区から、尾崎幼稚園は尾崎・御崎地区からの利用が多くなっております。坂越地区は、尾崎または坂越幼稚園を利用されております。また、今年度に初めて、赤穂西、有年、原地区からの利用者がおられます。しかしながら、高雄地区からのご利用はございません。やはり送迎等、距離的な問題があるものと考えられます。

また、一番下の欄になりますが、校区ごとの 3 歳児の人口と、幼稚園 3 歳児保育の利用率を記載しております。赤穂地区でしたら、3 歳児 56 人中 32 人が、幼稚園 3 歳児保育を利用されており、利用率は 57% です。3 歳児保育実施園が所在する赤穂、塩屋、尾崎地区は、いずれも利用率が 50% を超えております。

次の表は、3 歳児が日常生活をどこで過ごされているのかについて施設の利用状況を表しております。城西地区の例を見ますと、先ほど説明いたしましたが、城西地区の 3 歳児 46 人中 17 人は、幼稚園 3 歳児保育を利用されております。そのほか、公立の保育所が 13 人、市内の私立保育所が 3 人、市内、認定こども園が 3 人、市外の保育施設が 1 人という利用状況でございます。認可外保育施設の利用はございません。46 人中、何らかの施設を利用されている方が 37 人おられます。残りの 9 人が在宅で保育を行われているものと考えられます。

その表の右端の合計欄を見ていただきますと、公立保育所が 86 人、市内私立保育所が 14 人、市内認定子ども園が 9 人、市外の保育施設が 5 人、認可外保育施設が 6 人、在宅等が 42 人となっております。幼稚園の預かり保育 27 人と、各種保育施設の利用者数を合わせまして、約半数が就労により保育サービスを利用されているものと考えられます。

次に、6 番の待機児童解消に向けての取り組みについてです。待機児童を解消するためには、保育人材の確保、既存施設の有効活用、幼稚園預かり保育の充実の 3 点が必要だと考えております。

1 点目の保育人材の確保についてですが、令和 4 年 4 月時点の待機児童 5 人を解消するためには、2 人の保育士が必要です。また、令和 5 年 3 月には待機児童が 18 人となる見込みですが、0 歳児 8 人を解消するためには 3 人の保育士が、1 歳児 4 人には 1 人が、2 歳児 6 人には 1 人の合計 5 人の保育士が必要となります。しかし

ながら、0歳児につきましては、1人の保育士を確保することにより、有年保育所で3人の受け入れは可能ですが、残りの5人については、保育人材の確保ができたとしても、施設面積的に受入れることができない状況となっております。保育人材の確保につきましては、令和5年4月に正規職員を5名程度採用予定でございます。すでに7月10日、11日の両日にわたりまして、一次試験を実施しております。

13人の応募があり、倍率は2.6倍ございました。

2点目としまして、既存施設の有効活用についてです。

先ほどもご説明いたしましたが、保育人材の確保ができたとしても、現行の施設では受け入れの限界がきているため、既存施設の有効活用を図る必要がございます。一つの方策としまして、御崎保育所のプレハブの活用や、幼稚園の空き保育室の活用が考えられます。ただし、受け入れに応じた備品や保育環境の整備が必要になっております。

また、3点目としまして幼稚園預かり保育の充実が必要です。

令和3年度より、3歳児の預かり保育を実施していますが、保護者ニーズに対応した預かり保育を実施することにより、3、4、5歳児が幼稚園を利用しやすい環境を整備し、幼稚園における保育ニーズの受け入れを推進し、幼保一体となって、保育所における0、1、2歳児の受け入れ枠を拡大することが必要であると考えております。

説明は以上でございます。

市長

ありがとうございます。事務局の説明は終わりました。

ただ今の説明に対して、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。

委員

先ほどの説明からすれば、保育人材の確保ができたとしても、保護者としてはどうしても希望しているところ以外には入園させないので、希望しているところに行けなかった場合は、入所保留という状態になってしまいます。都会の話なのかもしれませんが、働く前に子どもさんを一時的に預けることのできる場所、例えば駅などがそうだと思いますが、そのような場所に子どもを預けることができれば、親御さんが仕事に行く前に子どもさんを預け、そこから、受け入れ人数に余裕のある既存の保育園に送迎するという形はできないのでしょうか。

事務局

例えば、近隣では明石市さんがそのような施策、例えば駅付近などにバスの送迎ステーションを作って、空きのある保育所まで送迎するというサービスを行っているということは承知しております。

しかし、そのようなサービスを提供するためには、まずはバスという移動手段が必要となりますし、一旦お預かりする施設につきましても、子どもをお預かりする以上、きちんとした設備を整える必要があります。また、バスを運行させるためには運転手、そして同乗する方が必要になるということになりますので、赤穂市にお

いてはなかなか難しいと感じています。

委員 先ほどの説明で、令和5年3月の待機児童の解消に関し、0歳待機児童8人のうち、有年保育所で0歳児3人の受け入れは可能であるが、残りの5人については面積的に受け入れることはできないとありました。待機児童の状況について昨年も一昨年と同じ議論をしたと思いますが、昨年御崎保育所の一室を0歳児保育室として活用することを検討するとご回答いただきました。そして、今年も、御崎保育所のプレハブの活用、保育環境の整備が必要であるということですが、もしそれが実際に整備されていれば、残りの5人のうち何人を受け入れることができたのでしょうか。

事務局 0歳児8人中、0歳児については、有年保育所でまだ3人受け入れることができます。ただ、残りの5人については、施設の面積的に受け入れることが困難です。そのため、既存施設の有効活用という観点から、御崎保育所のプレハブの活用が一つの課題としてはございました。しかし、0歳児5人を保育するということになりますと、0歳児3人に対して1人の保育士を配置をしなければならないという問題がございますので、計2人の保育士が必要ということになってまいります。しかし、この2人の確保ができませんでしたので、その施設の活用に至らなかったという状況でございます。

委員 しかし、施設の話でいえば、御崎保育所の施設を整備さえすれば、令和5年度に待機児童となる5人の受け入れができるということではないのですか。

事務局 来年度に向けて保育人材の確保に努めているところです。また10月に新規の申込受付をしますが、その保育申込者数の数、また年齢ごとの人数によって必要な保育人材の数が変わってきますので、今の段階で確実に希望者全員を受け入れることができるだけの保育人材を確保できるのか申し上げにくいという状況でございます。

委員 保育士さんの数ではなく、施設の整備をされているのかということをお聞きしたいのですが。

事務局 当然ながら、整備に向けて何が必要であるのか検討を進めております。ただ、予算要求まではしておりません。施設を整備したとしても、十分な数の保育人材を確保出来ていない状況でしたので、施設整備まで至らなかったということです。

事務局 既存の施設で受け入れ可能であると申し上げましたが、先ほど課長も申し上げましたとおり、施設的には御崎保育所のプレハブ活用しかないという状況でございます。

委員 0歳児を増やしたいのであれば、そのような施設を整備していないと、保育士が足りないから整備しないんだ、これではいつまでたっても、待機児童問題は解決しないのではないですか。プレハブ活用で保育環境の整備が必要、ただし、整備はまだしませんよという議論は3回目になっていると思います。

事務局 今年度までについてはプレハブの活用をしなくても、待機児童が1歳児と2歳児だったので、保育人材の確保ができていれば、待機児童は発生しなかったという状況でした。と言いますのも、保育士は計画どおり採用しましたが、育休の関係もありまして、残念ながら、待機児童が発生してしまったという状況でございます。

来年度に向けては、先ほど課長から申し上げたとおり、10月に新たな募集を行います。今の状況のままですと0歳児の受け入れが少し難しいので、御崎保育所の整備について検討をしています。しかし、最終的には10月の募集状況を考慮して、どのような整備が必要であるのか検討していきたいと考えております。

委員 10月の申込状況を考慮して、整備するかどうか決定するということですね。

事務局 10月から募集いたしますので、その申込状況でニーズ把握できると思います。その状況を見て、ということです。

市長 他にございませんか。

委員 今、赤穂市の出生人口が減ってきていますよね。待機児童が増えると赤穂市に引越して子どもを育てたいな、移転したいなという人も増えてこないのではないかという気がします。やはり、子どものいる若い方がどこかに引越したいと考えた場合、待機児童がおらず、子育て環境も整っているというところでなければ、なかなか引越してきません。若い人は様々な市を比較して、どの市の子育て環境が充実しているのかを見ています。

また、待機児童と言っていますが、それは女の人が子どもを産んでも仕事を続けられるということにも繋がってきます。つまり、待機児童と言っていますが、女性活躍社会や様々な人が働きやすい社会を作っていくということにも繋がっていきますので、赤穂市には予算をもっとしっかり確保していただければと思います。

事務局 委員のご指摘のとおり、ひとつのいわゆる定住支援といいますか、子育てに優しい町という観点から、待機児童という問題は解決する必要があると考えております。

ただ、それだけではなく、赤穂市では、公立の保育所、幼稚園、また民間の保育施設もあり、それぞれが特徴を持って、保育の方を頑張っておりますのでそういったところの魅力の方もPRしていきたいと考えております。

市長 他にご質問、ご意見はございませんでしょうか。教育長お願いします。

教育長 この問題については何度も話し合っているところではあるのですが、幼稚園、小学校、中学校であれば35人の子どもに対して教員が1人いれば足りるわけですが、1歳児、2歳児については6人に1人保育士が必要となってきます。その人材確保ということが非常に重要な課題になってくるわけですが、市長と手を取り合っ

てゼロにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

市長 教育長からお話がありましたけれども、昨年も3回に渡って、保育士、幼稚園教諭を募集させていただきました。できる限り確保するために、教育長にも何度も面接等をしていただきました。

しかし、結論から言えば、予想外の退職などがあり、結局、3回募集しても十分な人員を確保できなかったというのが正直なところではあります。

施設と人材確保の話は鶏が先か卵が先かの話になってくるので、やはりこれだけの待機児童がいらっしゃるわけですから、来年度は解消に向けて、しっかりと施設整備についても予算要求してもらいたいと思ひます。

ただ、保育人材については、そもそもの応募がなければ確保できないので、ハローワーク等を通じてリクルートをきっちりやっていただきたいと思ひます。

また、委員からもお話がありましたけれども、子育てをしながら働きたいという親御さんもいらっしゃるわけですから、そのような方が働きやすい、子育てしやすいまちづくりをしたいと思ひます。

様々な課題もあると思ひますが、施設整備に関する予算要求については必ずしていただきたいと思ひます。また、引き続き職員採用についても努力してまいります。

その他、委員の皆様方から何か課題がありましたら、ご指摘いただきたいと思ひますが、ございませんでしょうか。

事務局の方から何か連絡事項はありますでしょうか。

事務局 特にございません。

市長 特に事務局からもないようでございますので、以上を持ちまして、令和4年度第1回総合教育会議を終了とさせていただきます。

長時間にわたって、ご審議いただきましてありがとうございます。

本日は誠にありがとうございました。